

## (1)公共工事設計労務単価

職 種	単 価	割増対象 賃金比 (A)	1時間当り割増賃金係数 K		
			時間外 (A)×1/8 ×1.25	休日 (A)×1/8 ×1.35	深夜 (A)×1/8 ×0.25
特殊作業員	16,200	0.880	0.138	0.149	0.028
普通作業員	13,400	0.934	0.146	0.158	0.029
軽作業員	10,500	0.959	0.150	0.162	0.030
法面工	17,500	0.948	0.148	0.160	0.030
とび工	17,600	0.939	0.147	0.158	0.029
石工	22,800	0.969	0.151	0.164	0.030
ブロック工	17,800	0.916	0.143	0.155	0.029
電工	17,200	0.791	0.124	0.133	0.025
鉄筋工	15,900	0.963	0.150	0.163	0.030
鉄骨工	15,500	0.904	0.141	0.153	0.028
塗装工	16,100	0.914	0.143	0.154	0.029
溶接工	17,300	0.914	0.143	0.154	0.029
特殊運転手	15,700	0.875	0.137	0.148	0.027
一般運転手	13,800	0.889	0.139	0.150	0.028
潜かん工	20,600	0.984	0.154	0.166	0.031
削岩工	17,100	0.903	0.141	0.152	0.028
トンネル特殊工	18,400	0.981	0.153	0.166	0.031
トンネル作業員	16,100	0.978	0.153	0.165	0.031
橋梁特殊工	20,400	0.974	0.152	0.164	0.030
橋梁塗装工	21,400	0.967	0.151	0.163	0.030
高級船員	20,200	0.751	0.117	0.127	0.023
普通船員	16,500	0.773	0.119	0.129	0.024
潜水士	23,000	0.881	0.138	0.149	0.028
潜水連絡員	16,800	0.920	0.144	0.155	0.029
潜水送気員	16,600	0.914	0.143	0.154	0.029
山林砂防工	17,700	0.962	0.150	0.162	0.030
軌道工	25,800	0.949	0.148	0.160	0.030
型枠工	17,400	0.975	0.152	0.165	0.030
大工	16,300	0.944	0.148	0.159	0.030
左官	15,600	0.971	0.152	0.164	0.030
造園工	16,600	0.866	0.135	0.146	0.027
配管工	17,100	0.845	0.132	0.143	0.026
はつり工	16,900	0.911	0.142	0.154	0.028
防水工	17,200	0.910	0.142	0.154	0.028
土木一般世話役	18,100	0.871	0.136	0.147	0.027
潜かん世話役	24,500	0.925	0.145	0.156	0.029
トンネル世話役	20,900	0.959	0.150	0.162	0.030
橋梁世話役	22,400	0.895	0.140	0.151	0.028
板金工	15,900	0.912	0.143	0.154	0.029
タイル工	15,400	0.981	0.153	0.166	0.031
サッシ工	16,100	0.901	0.141	0.152	0.028
屋根ふき工	15,200	0.838	0.131	0.141	0.026
内装工	16,200	0.911	0.142	0.154	0.028
ガラス工	16,400	0.844	0.132	0.142	0.026
交通誘導員(A)※	8,500	0.897	0.140	0.151	0.028
交通誘導員(B)※	7,400	0.930	0.145	0.157	0.029
建具工	15,200	0.876	0.137	0.148	0.027
ダクト工	15,000	0.872	0.136	0.147	0.027
保温工	17,200	0.882	0.138	0.149	0.028
建築ブロック工	16,500	0.868	0.136	0.146	0.027
設備機械工	17,700	0.835	0.130	0.141	0.026
機械工(溶接工)	17,300	0.914	0.143	0.154	0.029
助手(普通作業員)	13,400	0.934	0.146	0.158	0.029
船団長(高級船員)	20,200	0.751	0.117	0.127	0.023
潜水世話役(潜水士)	23,000	0.881	0.138	0.149	0.028

#### 備考

- 1.本単価は、公共工事の工事費の積算に用いるためのものであり、下請契約等における労務単価を拘束するものでない。
- 2.本単価は、所定労働時間内8時間当たりの単価である。
- 3.時間外、休日及び深夜の労働についての割増賃金、各職種の通常の作業条件または作業内容を超えた労働に対する手当等は含まれていない。
- 4.本単価は労働者に支払われる賃金に係わるものであり、例えば、交通誘導員の単価については、警備会社に必要な諸経費（現場管理費及び一般管理費等）は含まれていない。

#### ※交通誘導員A

警備業者の警備員（警備業法第2条第4項に規定する警備員をいう。）で、交通誘導警備業務（警備員等の検定等に関する規則第1条第4号に規定する交通誘導警備業務をいう。）に従事する交通誘導警備業務に係る一級検定合格警備員又は二級検定合格警備員

#### ※交通誘導員B

警備業者の警備員で、交通誘導員A以外の交通の誘導に従事するもの

#### <参考>

－割増賃金の計上が必要な場合の労務費（割増賃金を含む総額）の計算例－

#### (1)時間外

- ①所定労働時間の8時間に加え、2時間の時間外労働を行う場合（すべて深夜以外の時間帯の場合）  
労務費（総額）＝単価＋単価×K（時間外）×2時間
- ②所定労働時間の8時間に加えて4時間の時間外労働を行い、うち2時間が深夜の時間帯の場合  
労務費（総額）＝単価＋単価×K（時間外）×4時間＋単価×K（深夜）×2時間

#### (2)休日

- ①休日に8時間の労働を行う場合（すべて深夜以外の時間帯の場合）  
労務費（総額）＝単価×K（休日）×8時間
- ②休日に9時間の労働を行う場合（すべて深夜以外の時間帯の場合）  
労務費（総額）＝単価×K（休日）×9時間
- ③休日に10時間の労働を行い、うち2時間が深夜の時間帯の場合  
労務費（総額）＝単価×K（休日）×10時間＋単価×K（深夜）×2時間

#### (3)深夜

- ①所定労働時間8時間の労働を行い、うち3時間が深夜の時間帯の場合  
労務費（総額）＝単価＋単価×K（深夜）×3時間

## (2)設計技術者基準日額

技術者名称	割増対象 賃金比 (%)	基準日額 (円)		備 考
理事・技師長			国土交通省単価	※1
主任技師			〃	※1
技師(A)			〃	※1
技師(B)			〃	※1
技師(C)			〃	※1
技術員			〃	※1
主任技術者			〃	※1
普通作業員(設計)	93.4	13,400		

## (3)測量技術者基準日額

技術者名称	割増対象 賃金比 (%)	基準日額 (円)		備 考
測量上級主任技師			国土交通省単価	※1
測量主任技師			〃	※1
測量技師			〃	※1
測量技師補			〃	※1
測量助手			〃	※1
普通作業員(測量)	93.4	13,400		
操縦士			国土交通省単価	※1
整備士			〃	※1
撮影士			〃	※1
撮影助手			〃	※1

## (4)土質地質調査技術者基準日額

技術者名称	割増対象 賃金比 (%)	基準日額 (円)		備 考
地質調査技師			国土交通省単価	※1
主任地質調査員			〃	※1
地質調査員			〃	※1
普通作業員(土質地質調査)	93.4	13,400		

### 備考

#### 1 設計技術者等の基準日額の定義

①基準日額の構成は、基本給相当額、諸手当、賞与相当額、事業主負担額である。

②土、日を問わず昼間における労働時間8時間に対する賃金である。

#### 2 超過業務標準時間相当額の取扱い

超過業務標準時間相当額＝超過業務時間当り単価×対象時間数

超過業務標準時間当り単価＝基準日額×1/8× $\alpha$ × $\beta$ （1円単位、小数点以下切り捨て）

但し、 $\alpha$ ＝125/100(時間外)  $\beta$ ＝(割増対象賃金比)

＝150/100(時間外の深夜)

※1 設計業務委託等技術者単価は、下記リンク先にて確認できます。

<http://www.mlit.go.jp/tec/sekisan/sekkei/tanka.html>

(5)発注者支援業務技術者基準日額

技術者名称	割増対象 賃金比 (%)	基準日額 (円)		備考
管理技術者			国土交通省単価	
担当技術者			〃	

(6)電気通信施設技術者基準日額

技術者名称	割増対象 賃金比 (%)	基準日額 (円)		備考
電気通信技術者			国土交通省単価	注1
電気通信技術員			〃	注1
点検技術者			〃	注2
点検技術員			〃	注2
運転監視技術員			〃	注3

注1) 土木請負工事工事費積算基準(電気通信編)の労務費のうち技術労力費を定めたもの

注2) 電気通信施設点検業務積算基準(案)の労務費のうち直接人件費を定めたもの

注3) 電気通信施設運転監視業務積算基準(案)の労務費のうち直接人件費を定めたもの

(7)機械設備工事積算に係わる標準賃金

名称	割増対象 賃金比 (%)	標準賃金 (円/日)		備考
機械設備製作工			国土交通省単価	注1
機械設備据付工			〃	注2

注1) 内訳は基準内給与(基本給及び諸手当)、通勤手当、賞与、退職金等である。

即ち、「機械設備積算基準」の製作原価以外では適用できない

注2) 内訳は基準内給与(基本給及び諸手当)、通勤手当、賞与である。

(8)橋梁製作に用いる直接労務費

名称	割増対象 賃金比 (%)	工数単価 (円)		備考
直接労務費	-	24,500		8時間当たりの単価

### (9)潜水士(ダイバー)標準賃金

技術者名称	割増対象賃金比 (%)	労務単価 (円/日)		備考
潜水士			国土交通省単価	10m未満
潜水士			〃	10～20m未満
潜水士			〃	20～30m未満
潜水士			〃	30～40m未満
潜水士			〃	40～50m未満
潜水士			〃	50m以上

注)標準賃金の内訳は、基準内給料(基本給及び諸手当)、通勤手当、賞与、退職金等である。  
潜水士補助員は、潜水士(ダイバー)に準ずる。  
上廻り員は、第1章労務単価(1)公共工事設計労務単価の潜水送気員に準じる。

### (10)船舶及び機械製造修理請負工事積算基準の標準賃金

名称	割増対象賃金比 (%)	標準賃金 (円/日)		備考
船舶製作工			国土交通省単価	

注)標準賃金の内訳は、基準内給料(基本給及び諸手当)、通勤手当、賞与、退職金等である。

(11)日当・宿泊料・日額旅費

種別	区分		単価	
日当	11～9級			国土交通省単価
	8～4級			//
	3級以下			//
宿泊料	甲地方	11～9級		//
		8～4級		//
		3級以下		//
	乙地方	11～9級		//
		8～4級		//
		3級以下		//
日額旅費(長期派遣日額)	4級以上	30日未満		//
		30日以上 60日未満		//
		60日以上		//
	3級以下	30日未満		//
		30日以上 60日未満		//
		60日以上		//

注)甲地方とは「国家公務員等の旅費に関する法律」による地域をいう。乙地方とは甲地方以外の地域をい  
 宿泊料は、「旅館に宿泊する場合」を適用している。